平成２５年（フ）第５４６号
神奈川県小田原市栄町２丁目12番６号
債務者　椿　　英二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２８号
富山県魚津市北鬼江453番地３
債務者　吉田　満男
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
富山地方裁判所魚津支部
平成２５年（フ）第２１４５号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘20棟303号
債務者　中村　　勇
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第２２９号
愛知県一宮市大和町苅安賀字地蔵前38番地２
債務者　松本　文子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第３６５号
愛知県一宮市西五城字須賀前７番地４
債務者　高橋　静香
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２５年（フ）第２９１号
香川県東かがわ市伊座392番地15
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２５年（フ）第２９３号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2175番地３　富丘住宅16号
債務者　須藤　勝典
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２５年（フ）第１５３号
長崎県諫早市原口町355番地２　あづま荘107号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番552号
債務者　三浦　久代
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２５年（フ）第３２号
埼玉県秩父市寺尾1516番地３　孔雀マンション105号、旧住所埼玉県秩父市近戸町14番８号
債務者　村越　真矢（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２５年（フ）第３７１号
函館市西桔梗町712番地17
債務者　濱谷ゆかり（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
函館地方裁判所
平成２５年（フ）第３７６号
函館市大森町19番８―701号
債務者　岩城　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
函館地方裁判所
平成２５年（フ）第６４号
福島県いわき市四倉町細谷字大久保86番地の２
債務者　濱田　淳也
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２５年（フ）第４３３号
茨城県水戸市城東５丁目12番54号
債務者　鹿目　治良（旧姓中野・菅原）
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第４３５号
茨城県水戸市城東１丁目10番20―310号　プラムガーデン、旧住所茨城県鉾田市上釜4080番地19
債務者　田中　英男
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第４３６号
茨城県水戸市城東１丁目10番20―310号　プラムガーデン、旧住所茨城県鉾田市上釜4080番地19
債務者　田中よし子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第４５０号
茨城県笠間市下市毛113番地３
債務者　仲見川盛正
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
水戸地方裁判所
平成２５年（フ）第１４３号
滋賀県近江八幡市末広町200番地60
債務者　清田　和博
1　決定年月日時　平成25年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部